

# 近代の郷土

## 第一節 王政復古

### 一、大政奉還と王政復古の 大号令

十九世紀後半の政情は、開国・尊攘運動・公武合体・倒幕運動とめまぐるしく動いてきた。その中で薩長両藩は連合して、武力による討幕を決意した。これに対し土佐藩は、あくまで公武合体の立場をとり、後藤象二郎と坂本龍馬がはかつて、前藩主山内豊信から將軍慶喜に、討幕派の機先を制する大政奉還を勧めさせた。慶喜もこれにしたがい、ついに慶応三年（一八六七）十月十四日、大政奉還の上表を朝廷に提出した。

ところが武力討幕をめざす薩長両藩は、朝廷内の岩倉俱視らとむすんで討幕の密勅を同じ日に受けていた。そこで討幕派は武力による巻き返しを画策し、土佐藩もだきこんで十二月九日政

変を決行し、いわゆる王政復古の大号令を発して、天皇を中心とする新政府を樹立した。

王政復古の大号令は次の通りである。

王政復古の大号令（慶応三年十二月九日）

徳川内府、従前御委任ノ大政返上、將軍職辞退ノ両案、今般断然聞シメサレ候、抑突丑以来未曾有ノ困難、先帝頻年宸襟ヲ悩マセラレ候御次第、衆庶ノ知ル所ニ候。之ニ依リ、叡慮ヲ決セラレ、王政復古、国威挽回ノ御基立テサセラレ候間、

自今摂関、幕府等廃絶、御今先ズ仮ニ総裁、議定・参与ノ三職ヲ置カレ、万機行ハセラルベク、諸事神武創業ノ始メニ原ゾキ、縉紳、武弁、堂上、地下ノ別ナク

至当ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ジク遊バサルベキ叡慮ニ付キ、各勉勵、旧來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ、尽忠報國ノ誠ヲ以テ、奉公致スベク候事……民ハ王者ノ大宝

百事御一新ノ折柄、旁宸衷ヲ悩マセラレ候、知謀遠識救弊ノ策之有リ候ハゞ、誰彼ト無ク申シ出ツベク候事……右ノ通り御確定、一紙ヲ以テ仰セ出サレ候事

（注、内府ノ内大臣、先帝ノ孝明天皇、繚紳ノ公家、武弁ノ武家、堂上ノ昇殿を許された五位以上の人、休戚ノ喜憂）

この時にあたり中津領小皇代官所が、村々に建てた制札は次の如くであった。

今般王政御一新に付朝廷の御条理を追ひ外国御交際の儀被仰出諸事於朝廷直に御取扱被為萬国の公法を以条約御履行被為仕候に付ちは全国の人民叡旨を奉戴し心得違無之様仰付候自今以後猥に外国人を殺害し或は不心得の所業等致し候ものは、朝命に悖り御国難を醸成し候而巳ならず一旦御交際被仰出候各国に対し、皇国の御威信も不相立次第甚以不屈至極の儀に付其罪の軽重

に随ひ士列のものと雖削士籍至当の典刑に被処候条銘々奉朝命猥に暴行の所行無之様被仰出候事

慶応四年三月 太政官

右の趣被仰出候間堅可相守者也

奥平美作守

新政府は中央集権を確立するためには、各大名を領主とする旧来の制度を廃止しなければならなかった。

明治二年（一八六九）一月、木戸孝允・大久保利通らの画策で、まず薩長土肥の四藩が版籍奉還の上表を提出し、これをうけた新政府は六月、各藩に版籍奉還を命じ、各藩これに応じて版籍を奉還した。中津藩主奥平正邁・福山藩主阿部正恒も勿論版籍を奉還し自らは府藩県三治制による、中津藩・福山藩の知藩事に任命された。小皇代官所は中津藩小皇出張所となった。

（以下次号）

（注、版籍ノ版は土地・籍は人民、文中の返り点は筆者）

参考ノ神戶郡誌 井上光貞  
外、詳説日本史

# 近代の郷土

二、土地制度と税制の改革  
 新政府の財源は、旧幕時代のままうけついで地租(年貢)であったが、廃藩によって諸藩の債務を引き継いだので財政は困難をきわめていた。そこで主要財源の地租を近代化して、その安定を図るため土地制度の改革を行なった。

その改革の第一歩として、明治四年(一八七二)耕作物制限を廃止し、翌年には田畑永代売買の禁令を解き、地価を定めて地券を発行し、土地を不動産としてその所有権をはっきり認めた。地券は原則として従来の年貢負担者(地主・自作農)に交付され、従来の封建的領有制が解体した。

この地券制度をもとに、明治六年七月、地租改正条令を公布して地租改正に着手し、明治十二年までにはほぼこれを完了した。この地

租改正の要点は、課税標準を不安定な収穫高から一定した地価に変更し、物納を金納に改め、税率を地価の百分の三とし、土地所有者を納税者とするものであった。

こうして、各藩ごとに不統一であった地租を、豊凶にかかわらず一律に貨幣で徴集することとなり、近代的な租税の形式がととのい、政府の財政の基礎が固まった。

また、地主・自作農の土地所有権が確立した。しかし、地租の率は従来の年貢による収入を減らさない方針で定められたので、農民の負担はさしあたり従来とかわらず、負担の軽減を求めて各地で一揆を起した。また、農民が共同で利用していた山林原野などの入合地の内、その所有権の立証できないものは官有に編入されたことも、また一

揆の一因であった。郷土の小島村では、この時多くの入合地が官有地に編入されず共有となったので、後代の人々が多大の利便を受けたと言われている。また、この地租を偏重として、常光村若林仲四郎、油木村平川儀三太外数名が、総代として、その軽減方を嘆願したが容れられなかった。そこで、他の方策を講じて神石郡の振興を図ろう

と、明治九年(一八七六)畜牛改良を企画し、資金一万円の借入れを政府に請願し、明治十五年六月漸く許可貸与を受け殖牛社を創立した。

この地租改正時における郷土の土地の状況は次表の如くであった。

(以下次回)  
 (参考) 神石郡誌  
 井上光貞外二名「詳説日本史」

村名	田反別(反)	収穫高(石)	等級	畑反別(反)	収穫高(石)	等級	宅地面積(反)	地価(円)	等級
高蓋	六一七・八一〇	八四三・七四五	三	二九七・七二〇	一五二・八八三	八	四九・〇二七	一六四七・八九〇	四
木津和	五八一・二〇一	六三七・三八八	九	二六一・六一一	九八・三六九	一四	三九・四二四	一一〇一・八四三	一
父木野	六六七・二二〇	八四三・七四五	三	六三三・四二六	二九五・九九〇	一	六三・一〇五	一九五〇・四四〇	一〇
光末	二二四・〇二八	一八四・二二二	一〇	九二・七二八	三二・八三〇	二〇	一〇・八三二	二七六・五三六	二七
光信	二八七・一〇二	三〇八・五四五	一〇	一一九・七〇八	四八・三六七	九	一四・九一七	四〇一・一一二	二二
村上	九八四・三〇三	二八四・二〇一	二	四六九・〇〇五	二〇七・三〇三	四	七四・四一〇	二四六・二〇六	三
小島	八九二・五二三	二〇〇・二二六	一	四〇三・五一五	一八一・一八五	三	七四・五五二	二六七・三〇三	五
常光	二六五・三一八	三三八・一六三	四	九七・二〇九	三八・六四二	一〇	一六・七〇六	四八五・六一一	一五
亀石	二二〇・九二七	二二六・九一〇	一二	一四三・二一九	五七・一〇六	一八	一九・二二五	五二二・二五六	二一
阿下	三三二・九一一	三五四・一四〇	九	一八四・七二六	七八・八八五	六	二五・五三二	七三四・六三四	一六
井関	六一〇・九一〇	五八六・九〇九	一五	三六七・四二六	一三九・六三六	一三	四五・二一〇	一四九一・五六二	六
時安	七三一・四二〇	六三七・五九八	二〇	?	?	?	五三・四三二	一四〇四・一〇〇	二二
坂瀬川	九五・九二五	八六・七三七	一八	一五八・二〇五	一五八・二〇五	二	一六・〇〇二	五〇二・七八八	九
大矢	一三四・五二二	一三四・七九八	二三	一二四・二一八	四七・九六二	一一	一四・四四七	四〇七・〇二四	一八

# 近代の郷土

## 三、廢藩置県

版籍は奉還されても、なお、租税と軍事の両面は各藩に属していたので、両権の統一をめざす新政府は、明治四年（一八七二）、まず薩・長・土の三藩から御親兵を募って政府の武力を固め、七月一挙に廢藩置県を断行した。知藩事は罷免せられて東京居住を命ぜられ、あらためて府知事・県令が中央政府から任命された。中津藩は中津県となり、福山藩は福山県となる。大庄屋・庄屋を廢して戸長・副戸長が置かれた。

郷土の村々では、小島村では元代官の村田氏が戸長となったが、その他は庄屋が戸長となった村が多かったようである。

この廢藩置県に伴う知藩事（旧藩主）の東京移住を引きとめるといって、旧福山藩の民衆が騒乱を起こし

たが、このことについては近世の郷土の農民斗争の項ですでに述べた。

## 第二節 諸制度の改革

### 一、県の分合

明治四年十一月十四日、中津県を十五日倉敷・福山・広島各県を廢し、広島県と深津県とした。旧中津県と倉敷県の管地を備後にあつたものは、広島・深津の二県に分属することとなる。これによって神石一円は深津県（当時は深津県と言つたようである）となり（県庁福山）第七大区となる。矢野光義が権令であつた。大区番号は次の通りであつた。

- 第二・深安郡、第三・沼隈郡、第四・芦田郡、第五・品治郡、第六・安那郡、第七・神石郡

（第一及び第八以下は備中）

明治五年六月五日、深津県を小田県と改稱し、県庁を倉敷に移す。第七大区の會議所が小島村に置かれた。区長は柴田某であつた。

明治八年十二月、小田県

を廢して岡山県に合併される。権令は高崎五六であつた。

同九年二月、福山支庁を置き、神石・深津・沼隈・芦田・品治の五郡と備中小田郡を管した。神石郡は西第七大区と稱し會議所を油木村に置き、区長 鶴岡耕雨、副区長 三原乾吉であつた。

明治九年四月十八日、岡山県内備後六郡を分割して広島県に合併し、広島県は安芸・備後二国を管することとなる。権令 藤井勉三であつた。同年六月、福山支庁を置き、神石郡外五郡がこれに所屬した。大区は神石郡は第二十三大区であつたが、九月、第二十大区となる。

- 小田県第七大区時代
- 一、時安・坂瀬川
- 二、龜石・大矢・井関
- 三、近田・花濟・上野
- 四、安田・西油木
- 五、東油木

- 六、李・上豊松
- 七、下豊松
- 八、東有木・西有木・中平
- 九、小野・笹尾
- 十、新免・三坂
- 十一、永野南・永野北
- 十二、草木・阿下
- 十三、小島・常光
- 十四、父木野・光末・光信
- 十五、上
- 十六、高蓋・木津和
- 十七、田頭・牧・福永西
- 十八、古川・福永東
- 十九、高光
- 二十、相渡

- 広島県第二十三大区時代
- 一、時安・坂瀬川
- 二、龜石・大矢・井関
- 三、近田・花濟・上野
- 四、安田・油木
- 五、李・上豊松
- 六、下豊松・笹尾
- 七、有木・中平
- 八、小野
- 九、新免・三坂
- 十、永野
- 十一、草木・阿下
- 十二、小島・常光
- 十三、父木野・光末・光信
- 十四、上
- 十五、高蓋・木津和
- 十六、田頭・牧・福永西
- 十七、古川・福永東
- 十八、高光
- 十九、相渡

- 十五、高蓋・木津和
- 十六、田頭・牧
- 十七、福永
- 十八、高光
- 十九、古川・相渡

- 広島県第二十大区時代
- 一、時安・坂瀬川・龜石・大矢・井関・近田・花濟・上野
- 二、李・上豊松・下豊松・笹尾・有木
- 三、小野
- 四、安田・油木
- 五、新免・三坂・永野
- 六、高光・相渡・古川
- 七、草木・牧・福永
- 八、阿下・小島・常光・光信・上
- 九、高蓋・木津和・田頭・光末・父木野

（以下次回）

（参考）井上光貞外二名著 詳説日本史 森本義彰著 日本史の研究・神石郡誌

- 十四、上

# 近代の郷土(四)

## 三、神仏分離令と癡仏毀釈運動

明治元年(一八六八)政府は王政復古による祭政一致の立場から、神道を国教とする方針を打ち出し、神祇官を置き神社制度を定め神仏分離令を発して、古代以来の神仏混交を禁じた。

この時一部の神官が中心となつて起こした、仏教の排斥・寺院の破壊・仏具の破壊などの、いわゆる癡仏毀釈の嵐が全国的に吹き荒れ、多数の文化遺産が破壊され、また海外に運び去られた。

郷土においては、寺院の破壊等の過激な行動はなかつたようであるが、一部の神社においては、棟札・古記録等貴重な資料が焼却されたといわれている。神仏混交時代には、神社の建築或は修復等重要な事項には必ず僧侶が関係し、棟札その他古記録には仏式の願文や僧侶名等が記されていたからである。

## 四、学制の公布

明治四年(一八七二)文部省の新設に続いて、翌年にはフランスの学区制などを取り入れた、統一的な学制が実施された。学問は国民各自が、身を立て知をひらき、産をつくるものという近代市民的な教育観となえて、とくに小学校教育に力を入れ、男女ひとしく学ばせる国民教育の建設をめざしたものであった。また、専門教育にも力が入られた。この時の学制公布の太政官布告は次の通りである。(これは学制の教育理念を示したもので、学制の前文になつていた)

### 学事奨励に関する太政官布告(被仰出書)

人々自ラ其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ルユエンノモノハ他ナシ。身ヲ修メ、知ヲ開キ、戈芸ヲ長ズルニヨルナリ。シカシテ其身ヲ修メ、知ヲ開キ、戈芸ヲ長ズルハ、学ニアラザレバ能ハズ。是レ学校ノ設アルユエニシテ、日用常行言語書算ヲ初メ、士官農商百工技

芸及ビ法律政治天文医療等ニ至ル迄、凡人ノ當ムトコロノ事、学アラザルハナシ。人能ク其戈ノアル所ニ応ジ勉勵シテ之ニ従事シ、シカシテ後、初メテ生キヲ治メ、産ヲ興シ、業ヲ昌ニスルヲ得ベシ。サレバ学問ハ、身ヲ立テルノ財本トモイフベキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学バズシテ可ナランヤ。(中略)之ニ依テ、今般文部省ニ於テハ学制ヲ定メ、追々教則ヲモ改正シ、布告ニ及ブベキニツキ、自今以後、一般ノ人民、華土農工商及婦女子、必ズ臣ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タルモノ宜シク此意ヲ体認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲレテ。必ズ学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。

高上ノ学ニ至ツテハ其人ノ才能ニマカストイヘドモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事。

この学制により、全国を八大学区に分け、各大学区に大学一、中学三一、各中学区に小学校二一〇を設けることとした。これにより

全国で大学八、中学校二五六、小学校は五三、七六〇校となり、当時の人口で約六〇〇人で一小学校の割合であった。(しかし、これは明治十二年には改正された)

この中、小学校は義務教育とされたが、教育は国民のために行うのだから、費用は国民自身が負担すべきだとして、授業料を徴収した。この授業料負担や人手を取られることを理由に各地で学制反対の一揆が起こった。

郷土の村々においてもこの学制に基づいて、寺や民家の一部を利用するなどして、明治六年中にはいちおう小学校の設立を見た。(これら各学校の、その後百余年の歴史には語るべきことも多いがここでは触れない)

## 五、徴兵令公布

明治六年一月、政府は徴兵令を発して満二十歳に達した男子を徴兵する兵制を立てた。負担の増大をきらう農民は一部の地方で反対の一揆を起こした。この徴

兵令は、戸主・嗣子・養子・官吏・学生は兵役を免除し、また、とくに代人料二七〇円を納める者も免除を認められたので、実際に兵役を負担したのは農村の次男以下であった。(この頃「徴兵免役の心得」等と称する徴兵物の要領を書いた出版物も刊行された)

この徴兵令公布当時の郷土のこれに関する資料は見あたらない。わずかに神石郡誌に、神石郡は第五師団の管下に置かれたとあるので、これも年次はわからない。

町内鎮座の護国神社(元招魂社 明治十二年四月創建)に、西南戦争の戦没者九柱(新坂村一柱、油木村四柱、仙養村一柱、永渡村一柱、豊松村一柱、現、三和町内の名は見えない)が祀られているから、徴兵令施行とともに郡内からも何名かが徴兵されていたことがわかるのみである。(以下次回)

(参考「神石郡誌」「井上光貞外詳誌日本史」「森本義彰・日本史の研究」コーポ出版・学習百科大辞典)



六、郡区町村編成法の実施  
明治十一年(一八七八)、

従来の大小区制が廃せられ、郡区町村編成法が定められ、郡には郡役所を置き、村には大村は一カ村限り、小村は数カ村併せて役場を置いた。戸長は民選となる。神石郡の郡役所は小畠村に置かれ、郡長・松村貞雄であった。

なお、従来の小区事務所を廃し、新たに区域を定めて郡内を四区とし、事務所を置いた。四区の構成と事務所の所在地は左の通りである。

- 第一事務所 中平村
- 管区 上豊松村・下豊松村・中平村・有木村・笹尾村・上野村・近田村・花濱村・李村(九カ村)
- 第二事務所 新免村
- 管区 油木村・小野村・新免村・三坂村・永野村(五カ村)

第三事務所 父木野村

- 管区 安田村・阿下村・小畠村・上村・亀石村・常光村・光信村・高蓋村・父木野村・光末村(十カ村)
- 第四事務所 福永村
- 管区 木津和村・田頭村・牧村・福永村・高光村・古川村・相渡村(七カ村)

七、県会開設

明治十一年四月、府県会規則公布、議員任期四年、広島県は定数六十二人として同十二年に第一回選挙、神石郡は定員二名で、和田元吾・岡田重祐の二名を選出した。しかし、翌十三年一名を減じられた。その後、県会の定数はしばしば改められた。また、大正十一年(一九二二)の改正により、

従来、市町村公民にして二年以上、直接国税三円以上を納めることを要した選挙人資格を、一年以上納めた者と改められた。そして、十五年にはこの納租額による資格も廃止された。

- 八、四郡連合
- 明治十五年三月、郡区編

成中一部改正により、芦田・品治・神石・甲奴四郡連合して郡衛を府中に置いた。郡長は三浦義建、ついで斎藤次郎であった。

九、戸長管区

明治十六年一月、戸長管区の一部改正により、神石郡は二十三役場となる。同十七年七月、更に所轄区域の改正があり、十九役場となった。

十、郵便局

明治七年十一月十五日、郵便取扱所が小畠村に創設され、十二月二十日より郵便事務を開始、同十三年十二月より為替事務取扱、同十四年、郵便貯金事務取扱開始、同十九年三等郵便局と改称した。同三十二年、小包郵便・外国為替事務開始、大正九年(一九二〇)六月、電信取扱開始。集配区域は小畠・上・阿下・常光・亀石・光末の各村であった。

高蓋郵便局・来見郵便局も同じ年創設され、業務取扱開始も多少の違いはあったが、おおむねおなじである。

る。集配区域は高蓋郵便局は父木野・木津和・高蓋・光信の各村と甲奴郡階見村であって、来見村郵便局は時安・坂瀬川・井関・大矢・仙養の各村であった。

十一、警察署・駐在所

明治九年、小畠村に福山警察署小畠分署が置かれた。同年、油木村へ分屯所が置かれ、翌十年には分屯所を改めて油木分署とし、小畠分署の管轄下に置いた。同十二年、油木分署に高級巡查を置いて、小畠分署はその管轄下となった。同十三年には小畠分署を廃止、小畠交番所となった。同十九年、油木分署が油木警察署となる。同年十二月、井関に駐在所が置かれ、同二十二年、来見駐在所と改称した。二十年、小畠交番所を廃して小畠巡查派出所が置かれた。また、この年高蓋村に駐在所が置かれ、更に三十四年には木津和駐在所が開設された。

十二、村の合併および組合村の設立

明治十七年、高蓋村・木津和村・父木野村・光末村・光信村の五カ村が連合して高蓋村外四カ村組合を設立した。明治十九年、井関村・大矢村・時安村・坂瀬川村の四カ村が合併して来見村となった。また、二十二年には小畠村・上村・常光村・亀石村の五カ村が連合して組合村を設立し、小畠村外四カ村組合と称した。

十三、登記所

明治二十一年十一月一日、福山区裁判所油木出張所が設置された。これが神石一円を管轄する登記所であった。のち、大正七年(一九二二)には福永出張所が開設されて、福永・永渡・草木・田頭・木津和・牧・高蓋・高光・古川の各村を管し、大正十年七月一日、高蓋出張所が置かれ、父木野・光末・光信・亀石・常光・小畠・上・阿下の各村を管した。(以下、次回)

(参考・神石郡誌)

# 近代の郷土

## 十四、町村制施行

明治二十一年（一八八九）町村制発布、同二十二年四月一日施行、小村は合併、又は連合として組合村を成し、神石十三役場となる。これより初めて自治体となり、村会議員が選挙制となった。

選挙は総選挙人の納租額を二分し、一級・二級の別

を設けて議員数同数を選出したが、大正十年（一九二一）法改正により級別が撤廃され、また、十五年の改正により納租資格が廃止された。議員数は初め最低八人であったが、十五年の改正により最低十二人となった。その規定の定数は別表の通りであった。

なお、このころの郷土各村の村費は次表の如くであった。（四十年度の小島組合の村費が特別高額である

が、これはこの年同村に小学校の校舎が建築されたからである。ちなみに記すが、明治四十一年から小学校の義務教育年限が延長されたので、郷土の各村小学校はほとんどの学校で、この頃校舎の増改築が行われている。

小島小学校 四十年  
坂瀬川小学校 四十年  
時安小学校 四十一年  
木津和小学校 四十二年  
高蓋小学校 四十三年

井関小学校、四十四年  
父木野小学校 四十四年  
の如くである）

## 十五、郡の独立

明治三十二年（一八九七）勅令実施により四郡連合が解かれ、神石郡は独立して郡役所を油木に置き、郡長吉田頼美であった。また、同年七月郡制が施行され、郡会議員を選挙した。定員は十六名であった。しかしこの郡制も大正十年に廃止

された。

## 十六、衛生

明治十三年（一八八〇）衛生準則が制定せられ、家屋の清潔・種痘の普及・伝染病の予防消毒等が実施された。同三十年四月には伝染病予防法が頒布され、虎列拉・赤痢・腸炎・瘧疾・痘瘡・ジフテリア・猩紅熱・ペスト・パラチブスの八種伝染病は隔離治療することとなり、各地に隔離病舎が設置された。同三十一年県令をもって衛生組合規則が頒布され、町村または集落に衛生組合が設置され衛生事業の普及が図られた。また、同三十三年には県令をもって清潔法施行規則が頒布せられ、春秋二回の大掃除を実施することとなる。同四十二年四月種痘法が頒布され、種痘を実施されることとなったが、広島県ではこれより早く、同十八年四月より県令をもって実施していた。（以下次回）

村名	村会議員定数			
	人	口	改正前	改正後
一、五〇〇人以下	八人			二人
一、五〇〇人以上五、〇〇〇人未満	二人 五、〇〇〇人未満			一人
五、〇〇〇人以上一〇、〇〇〇人未満	一人			一人
一〇、〇〇〇人以上二〇、〇〇〇人未満	二人			二人
二〇、〇〇〇人以上	三人			三人

  

村名	明治二十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
小島組合村	一、三九五円	二、二〇二円	四、〇二六円	二一、九五六円
高蓋組合村	一、六八九円	一、九五五円	四、三〇二円	四、二五六円
来見村	一、一八九円	一、三二四円	三、二二〇円	三、二八九円

（参考 神石郡誌）

## 近代の郷土

十七、その他団体・事業所等

既述の事項以外のことから、団体・事業の発足等について、この項でまとめておむね年代順に触れておく。

明治二十年（一八八〇）ごろ、小畠村に養蚕伝習所が開設され、郡内各村より多数の講習生が集まり、養蚕技術を習得した。

明治二十六年県の訓令に基づいて神石郡の教員練習会が設立され、教員の修養研修の機関とされた。

明治二十八年十月神石郡教育会が設立された。これは小学校首席教員と各村村長とによって組織され、教員の研修と教育に関する施策について上進を行なった。

明治二十八年神石郡農会が設立された。また、三十二年農会法が發布された。

明治二十九年には郡内畜

産改良を目的として、神石郡畜牛改良組合が創設された。

明治三十年十二月府中専売所支所が油木村と福永村に設置された。郷土の木津和村は福永の管轄となり、その他の各村は油木支所の所管となる。

明治三十二年日本赤十字社神石郡委員部が置かれ、各町村に分区が置かれた。

明治三十四年十月愛国婦人会幹事部が発足。同四十年各町村に委員区が設けられた。

明治三十九年在郷軍人会が各村に組織され、四十三年帝国在郷軍人会が発足して、各村の在郷軍人会はその分会となる。また、四十四年には神石郡連合分会が組織された。

明治三十年代末から四十年代の初め、郡内の各村において、青年の修養・交流の機関としての青年団が相次いで発足した。郷土各村青年団の結成発足は次の通

りである。

高蓋組合村 三十九年六月

小畠組合村 四十一年七月

来見村 四十一年八月

また、四十二年には神石郡の連合青年団が結成された。

のちの女子青年団の前身である處女会は、四十三年頃から郡内各村あるいは各地区で結成された。郷土の各村での結成は大正年代に入ってからであった。

明治四十一年二月苜品銀行小畠代理店が発足。

明治三十六年来見村煙草耕作組合設立、同三十八年小畠組合村煙草耕作組合が設立された。高蓋組合村のそれは大正に入ってからであった。（大正八年）

明治四十二年五月小畠村に巳酉信用販賣購買組合が設立された。同年九月木津和村に木津和信用販賣購買生産組合が設立された。

明治四十二年十月一日郡内小学校・補習学校の教員によって、神石郡小学校教員互助会が結成された。教

員相互の親睦・融和・慶弔・互助が目的であった。

第三節 改良事業

一、道路改良

神石郡は地勢極めて急峻で、往古は交通すこぶる不便であった。したがって、道路の改修は郡民の等しく希求して息まないところであったが、土木技術未発達

の明治時代において、これが改良は真に困難の極みであった。しかし、郷土の先人達はよく一致協力して、あらゆる困難を克服して、

多額の経費と多くの日子を費して、順次郡内の道路の改修を行なった。主な路線の着工竣工等は次のごとくであった。

明治十五年（一八八二）

神石郡を貫走して備南の市港と結ぶ道路・東城福山線の開鑿を県に請願し、路線決定（油木―小畠―金丸線にするか、油木―井関―姫谷線にするか）や、地元負担金の負担割合等、幾多の難問題を克服して、十七年

六月油木―小畠―金丸線の開鑿に着手、十八年竣工し、郡内初めて車馬の交通が開けた。井上利一・和田元吾・村田豊らの苦心焦慮の功が大であったといわれる。

東城福山線東廻り（井関經由）は十九年の着工、二十四年の竣工である。

高蓋木津和東城線は、二十七年の着工で二十九年竣工した。

油木上下線（草木・牧經由）の郡内部分は、三十七年着工、三十九年の竣工である。

小畠成羽線（小畠―安田―豊松―平川）の県内部分は三十六年の着工で四十四年ようやく竣工を見た。

以上郡内の主要路線の造成について、その経緯や時期について見てみたが、くわしいことはわからない。

このほか、東城成羽線は三十一年竣工。油木三良坂線は四十四年竣工である。

（以下次回）

（参考 「神石郡誌」）



第四節 その他

一、神社仏堂の合併

明治三十九年、時の県知事宗像政は、各町村の各集落に祀られている神社(小社)や仏堂が、世情の推移に伴って、その祭祀や社殿堂宇等の維持管理もおろそかになる風潮にかんがみて、これら小社は町村内の氏神社へ、仏堂は寺院へ合併するよう訓令を發した。

郷土三和町内の各神社や仏堂の関係者(氏子や信者)はこの訓令に副うべく、氏神社の関係者(宮司や氏子総代)寺院関係者(住職や総代)と協議の上合併の許可申請をした。

(この合併については県や県の意向を体した町村の、強力な指導があったのではないかと思われる)

この事についての詳しい事は最近までよくわからなかったのであるが、先般町

内阿下(旧阿下村)のこの事に関する資料が見つかったので、その経緯を知ることが出来た。以下、その資料にもとづいて神社仏堂の合併の経緯を紹介してみよう。

その資料とは、

「神社仏堂合併申請書控」というもので、これによると、神社は一社毎に仏堂は連記で合併申請がなされている。まず仏堂の合併について次の如く書かれている。 仏堂合併御許可之儀申請 神石郡阿下村字追ノ上

薬師堂

全郡全村字尾崎上

薬師堂

全郡全村字原河内ノ下モ

釈迦堂

右仏堂ハ維持ト尊嚴トヲ永遠ニ維持スルタメ神石郡豊

松村大字笹尾上妙楽寺エ合併致度合併跡地ハ合併ヲ受ケタル寺エ無代下付ヲ出願

シ所有財産モ合併ヲ受ケタル寺有ト可致候合併ニ要スル費用預算金四拾円モ亦合併ヲ受ケタル寺ノ経費ヨリ支弁可致候間御許可相成度

此般申請候也

明治四十年三月二十五日

神石郡阿下村

薬師堂信徒総代

何 某 ㊦

全郡全村

何 某 ㊦

全郡全村

薬師堂信徒総代

何 某 ㊦

全郡全村

何 某 ㊦

(以下、さらに総代三人の署名捺印があるが省略。すべて実名で書かれているのだがそのことが本文の内容と大した関りはないと思われるので、何某とした。以下に ついても同じ)

全郡全村

釈迦堂信徒総代

何 某 ㊦

(以下、総代二人の署名捺印あり省略)

神石郡豊松村大字笹尾上妙楽寺住職

竹原智玄

全郡全村字全

全寺檀家総代

何 某

(以下、全寺総代三名の署名あり省略)

以上、この書類(控)には宛名が書いてないが、県知事宛のものに違いないのだが、控えだから省略されているのであろう。

神社の合併願は、前にも触れたように一社毎に別紙で、仏堂の場合と大体同じ形式(騰写刷りによる用紙使用)で書かれている。一社分を掲げてみると、

神社合併御許可ノ義申請 神石郡阿下村字松本上

無格社

御崎神社

右神社ハ維持ト尊嚴ヲ維持スル為メ神石郡阿下村龜山村社八幡神社へ合併致度合併跡地ハ合併ヲ受ケタル神社へ無代下付ヲ出願シ所有財産モ合併ヲ受ケタル神社有ト可致候合併ニ要スル費用預算金壹円モ亦合併ヲ受ケタル神社ノ経費ヨリ支弁可致候間御許可相成度此般申請候也

明治四拾年 月 日

神石郡阿下村字松本上

無格社

御崎神社信徒総代

何 某 ㊦

何 某 ㊦

何 某 ㊦

右神社受持社掌

全郡全村龜山村社八幡神社社掌

小川真澄 ㊦

全神社氏子総代

何 某 ㊦

何 某 ㊦

何 某 ㊦

何 某 ㊦

村長 江村信太郎

広島県知宗像政殿

と書かれており、同じ書式で六社の合併許可願の控えが残っている。

この願いに対して県知事の許可があつて合併し、終了後、更に合併済届が提出されている。

(以下次回)

(註) 文中誤字や誤記と思われるものもあるが、そのままとし傍らにマと記した。

参考 松井益人氏蔵「神社

仏堂合併申請書控」

# 近代の郷土

(承前)

前回の末尾で、神社の合併後合併済届が出されていると書いたが、その届には十二社の合併を終わった旨を届出ている。掲げてみる

## 神社合併済御届

神石郡阿下村字有常

無格社 荒神社

全郡全村字川内向

無格社 荒神社

全郡全村字堂奥

無格社 山神社

全郡全村字前カツホ

無格社 荒神社

全郡全村字追上

無格社 荒神社

全郡全村字馬場上

無格社 山神社

全郡全村字曾根上

無格社 荒神社

全郡全村字森ノ上

無格社 荒神社

全郡全村字尾崎ノ上

無格社 荒神社

全郡全村字田淵ノ上

無格社 大歳神社

全郡全村字松本上

無格社 御崎神社

全郡全村字愛宕山

無格社 愛宕社

右神社豫テ合併御許可相

成居候明治四十年五月十

六日神石郡阿下村字龜山村

社八幡神社へ合併致シ候間

明細帳添付比段御届仕候也。

明治四十年七月二十七日

右神社受持社掌

全郡全村字龜山村社八

幡神社

社掌 小川真澄

全神社氏子総代

何某 ㊦

何某 ㊦

何某 ㊦

広島県知事宗像政殿、

とあって、別冊の「神社明

細帳」なるものが残っている

からこれを添付して届出

たものと思われる。これに

は、はじめに村社八幡神と

その境内末社五社の明細の

記述があつてその後に、右

合併済記載の小社十二社

の明細が書かれている。参

考までに一社分を次に掲げてみよう。

全郡全村字有常

無格社 荒神社

一、祭神 火産靈神

一、由緒 不詳

一、社殿 一尺五寸

一、境内 一尺五寸

一、境内 三十二坪 宮有

地第一種

一、境内神社 一社

山神社

祭神 大山祇命

由緒 不詳

建物 一尺三寸

一尺五寸

一、信徒 二十人

一、管轄庁迄ノ距離 三十六里

一、山林参反七畝 老歩

字有常山

一、上地林ノ処三十六年一

月三十一日特売ヲ受ケタル

旨四十五年五月十日届出。

右は字有常荒神社一社分

(境内社の山の神社一社を

含む)の明細であるが、大

体このような形式で十二社

分が連記されている。

以上明治四十年の郷土の

神社仏堂の合併について、旧阿下村の資料に基づいて述べたが、他の旧村に於てもおおよそ右のような手続きによつて合併が行われ、明治四十二年には大体終わつたようである。

ここに引用した資料でもわかるように、それまで集落で祀られていた神社では荒神社が圧倒的に多い。荒神については「臍の緒の荒神」という言葉があるように、荒神と氏子は強く結びついており、その信仰は古来格別篤いものであった。そのような神仏が合併されて地域から無くなつてみると人々は強い寂寥を覚えた事であろう。朝な夕なの野良仕事の行き帰りに、片手拝みにでも拜んで通り、また、かわる月日には供物したり燈を供したり、年に一、二回は祭りもしたり、それは地域の長い歴史の中で人々の生活に深く根ざしたものであった。生活の一部であつたと云つてもよからう。それが無くなつたのだから淋

しかつたに違いない。朽ち果てた社殿でもやはりそこに無くては人々の心の中に穴があく。地域に不幸でもあると神さんが無くなつたからではないかと思つたかも知れない。

そうしたことからかどうか、理由はいろいろあつたであろうが、合併後あまり年数を経ないうちに、この合併した神をまた旧の所に帰つて貰つて祀ることが始まり、今ではかなりの数が元の所に祀られている。合併の時には面倒な申請などしたわけだが、元の位置に帰つて貰うには何の手続きも申請もしたものではないらしい。社殿(スヤ)を作り御幣を立て、拜めばよいわけで、今日でも書類上は合併されたままになつていようだ。(終わり)

(参考) 松井益人氏蔵「神社仏堂合併申請書控」(近代の郷土を今回で一応終わります。長い間お目通し頂きましたことに深くお礼申し上げます。松井正夫)